

住所地特例に係る事務の見直しの概要について

本事務は、介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期に係わらず、平成27年4月から、全ての市町村において必要な事務であるので、留意されたい。

1. 平成27年4月からの住所地特例に係る事務の見直しの概要

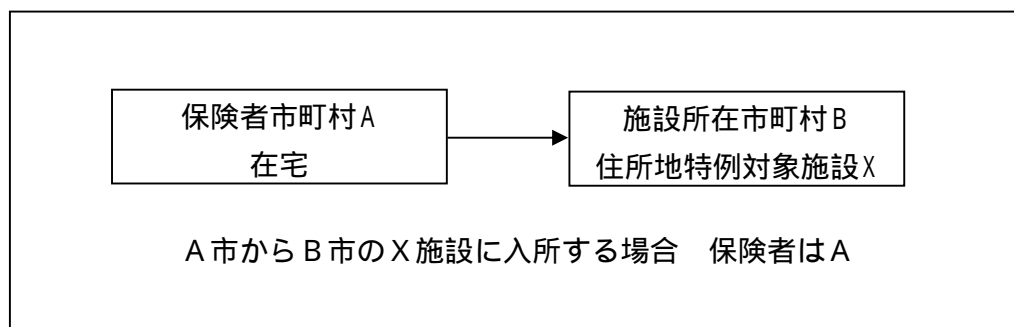
住所地特例の対象施設にサービス付き高齢者向け住宅を含む改正が行われた（法第13条）。改正で対象となるのは、平成27年4月1日以降に該当する施設に入居した者のみとなる（改正法附則第12条）。

住所地特例対象者に対する地域密着型（介護予防）サービスの指定については、原則として、当該者が居住する施設が所在する市町村（以下「施設所在市町村」という。）が行うものとしているが、当該指定がない場合には転居前の市町村（以下「保険者市町村」という。）の指定によりサービスを提供することも可能である（法第42条の2及び第54条の2）。

住所地特例対象者に対する介護予防支援については、施設所在市町村が指定した介護予防支援事業者（地域包括支援センター）が行うこととする。（法第58条第1項）。

住所地特例対象者に対する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）も含めた地域支援事業については、予防給付の介護予防訪問介護等を総合事業に移行すること等を踏まえ、住所地特例対象者がより円滑にサービスを受けることができるよう、施設所在市町村が行うものとしている（法第115条の45第1項）。

ただし、任意事業については、保険者市町村も行うことができる仕組みになっており、事業の内容（例えば、給付費適正化事業など）によっては、引き続き保険者市町村が行うことを想定している。



住所地特例のイメージ図

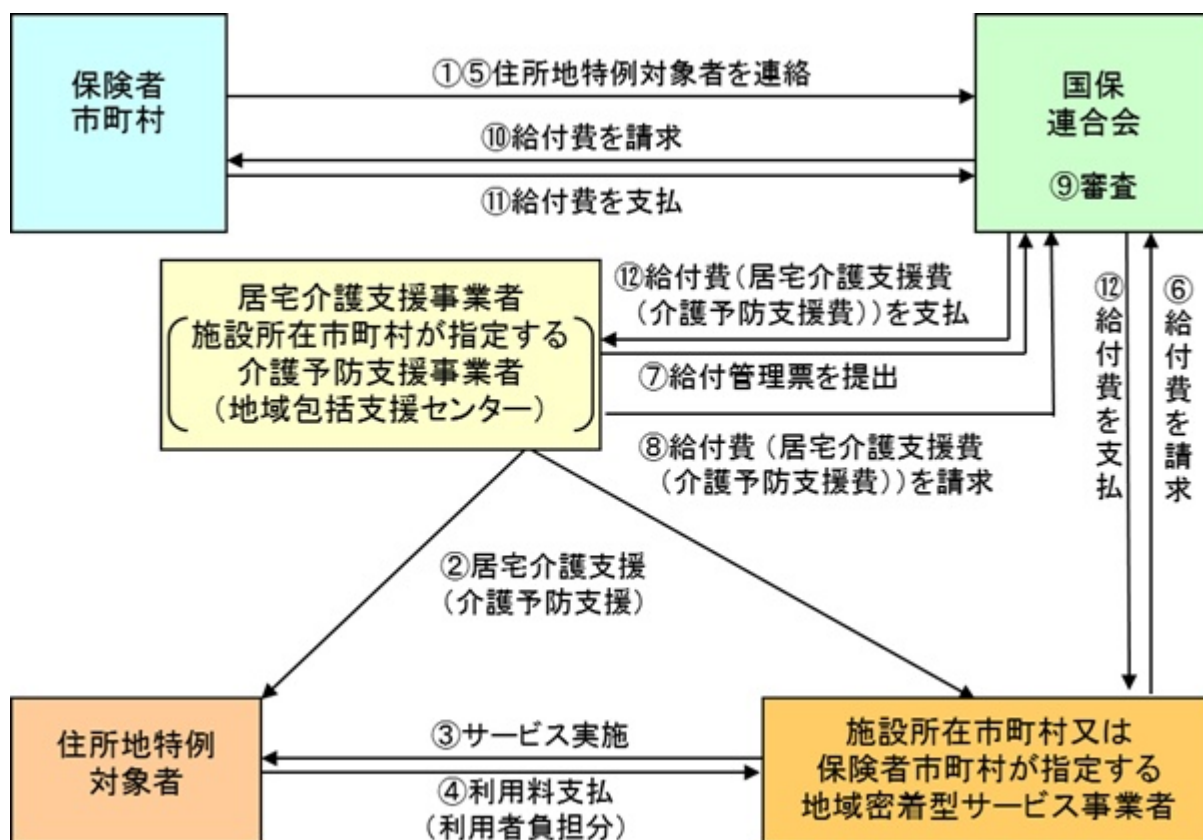
2. 住所地特例対象者に対するサービスごとの事務の整理

サービス区分	住所地特例対象者に対する対応			
	サービスを 受けられる事業者	費用の額	費用負担	留意事項
地域密着型（介護予防）サービス（1）	施設所在市町村が指定する事業者（2）	厚生労働大臣が定める基準により算定した額に代えて施設所在市町村が定める額とすることができる（2）	保険者市町村	
	保険者市町村が指定する事業者（2）	厚生労働大臣が定める基準により算定した額に代えて保険者市町村が定める額とすることができる（2）	保険者市町村	
介護予防支援	施設所在市町村が指定する介護予防支援事業者（地域包括支援センター）		保険者市町村	
介護予防・日常生活支援総合事業	国保連給による支払	施設所在市町村が指定する事業者	施設所在市町村が定める額	保険者市町村
	市町村支払	施設所在市町村が指定する事業者	施設所在市町村が定める額	施設所在市町村

- 1 住所地特例対象者が受給できる地域密着型（介護予防）サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護（**短期利用以外**）（**介護予防**）**小規模多機能型居宅介護（短期利用）**、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・**短期利用以外**）及び**複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）**。
- 2 施設所在市町村と保険者市町村の両方の指定がある場合は、施設所在市町村の定めに従う。
- 3 住所地特例対象者に対する要介護認定及び要支援認定は、保険者市町村が実施。
住所地特例対象者に対する事業対象者把握のための基本チェックリストは施設所在市町村が実施。

3. 住所地特例対象者に係る市町村と国保連合会の事務処理の流れ

(1) 審査支払（地域密着型（介護予防）サービスの場合）



～ は上の図に対応している。住所地特例で新たに対応する必要がある項目はにて示す。
地域密着型介護予防サービスの内容はかっこ書きで示す。

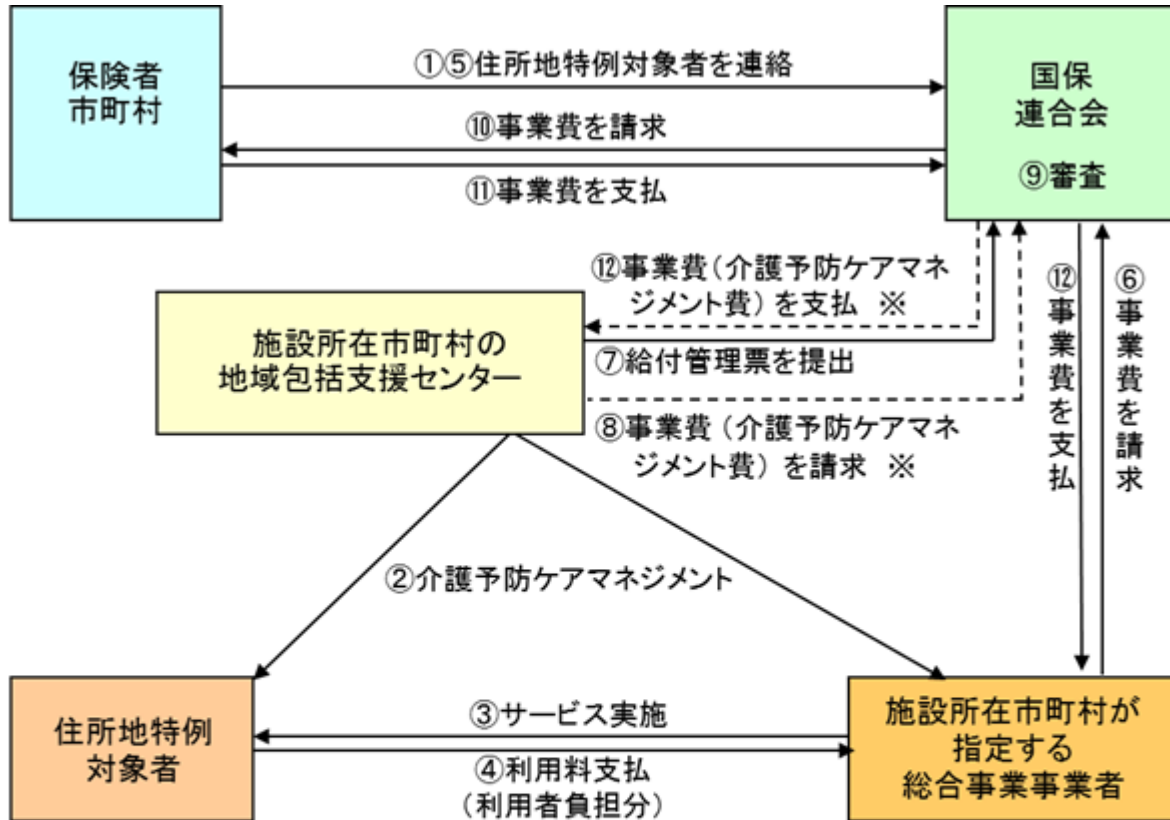
分類	No	事務処理内容	
事前準備		住所地特例対象者を連絡	<p>保険者市町村は国保連合会へ、平成 27 年 4 月 1 日時点で要介護認定又は要支援認定が有効な全ての住所地特例対象者について、住所地特例項目を設定した「受給者異動連絡票情報」を送付する。</p> <p>平成 27 年 4 月 1 日以前からの住所地特例対象者は、「住所地特例適用開始年月日」に一律「平成 27 年 4 月 1 日」と設定すること。</p> <p>特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸方式のサービス付き高齢者向け住宅については、平成 27 年 4 月 1 日以降に該当する施設に入居した者のみを送付する。</p>

分類		No	事務処理内容	
サービス提供月前月			居宅介護支援（介護予防支援）	居宅介護支援事業者（施設所在市町村が指定した介護予防支援事業者（地域包括支援センター））は、利用者・事業者と調整して、居宅介護支援（介護予防支援）を行う。
サービス提供月			サービス実施	事業者が利用者へサービス実施。
			利用料支払（利用者負担分）	利用者は事業者へ利用料を支払う（利用者負担分）。
サービス提供月翌月	月初		住所地特例対象者を連絡	住所地特例対象者の内容に異動があった場合に、保険者市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付。 従来送付している「受給者異動連絡票情報」に住所地特例項目を設定して送付する。
	10日まで		給付費を請求	事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、給付費を請求する。住所地特例対象者分は住所地特例欄に記載する。
			給付管理票を提出	居宅介護支援事業者（施設所在市町村が指定した介護予防支援事業者（地域包括支援センター））は国保連合会へ給付管理票を提出する。
			居宅介護支援費（介護予防支援費）を請求	居宅介護支援事業者（施設所在市町村が指定した介護予防支援事業者（地域包括支援センター））は国保連合会へ請求明細書を提出して、居宅介護支援費（介護予防支援費）を請求する。住所地特例対象者分は住所地特例欄に記載する。
	）		審査	国保連合会は審査を行う。
サービス提供月翌々月	20日まで		給付費を請求	国保連合会は保険者市町村へ給付費及び審査支払手数料を請求する。
	25日まで		給付費を支払	保険者市町村は国保連合会へ給付費及び審査支払手数料を支払う。
	月末まで		給付費を支払	国保連合会は給付費を支払う。

< 留意事項 >

- ・「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

(2) 審査支払（介護予防・日常生活支援総合事業の国保連支払の場合）



※総合事業を実施する市町村の流れ。

※⑧、⑫の事業のみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント費は地域包括支援センターの委託料とともに市町村が支払うのが基本であり、国保連合会を経由した支払は例外。
 なお、支払を行う可能性がある、要支援認定を受け、事業のみを利用する場合も国保連合会は介護予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合審査は行わないことに留意。

～ は上の図に対応している。住所地特例で新たに対応する必要がある項目はにて示す。

分類	No	事務処理内容	
事前準備		住所地特例対象者を連絡	(1)と同様 総合事業を実施する市町村は事業対象者である住所地特例対象者についても送付する。
サービス提供月前月		介護予防ケアマネジメント	施設所在市町村の地域包括支援センターは、利用者・事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。
サービス提供月		サービス実施	事業者が利用者へサービス実施。
		利用料支払(利用者負担分)	利用者は事業者へ利用料を支払う(利用者負担分)。
サービス提供月翌月		住所地特例対象者を連絡	住所地特例対象者の内容に異動があった場合に、保険者市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付。 従来送付している「受給者異動連絡票情報」に住所地特例項目を設定して送付。

分類		No	事務処理内容	
サービス 提供月翌 月	10日 まで		事業費を請求	事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、事業費を請求する。住所地特例対象者分は住所地特例欄に記載する。
			給付管理票を提出	施設所在市町村の地域包括支援センターは国保連合会へ給付管理票を提出する。 給付管理の審査を行う場合は給付管理票の提出が必要。行わない場合は提出不要。
			事業費（介護予防ケアマネジメント費）を請求	施設所在市町村の地域包括支援センターは国保連合会へ請求明細書を提出して、事業費を請求する。住所地特例対象者分は住所地特例欄に記載する。 介護予防ケアマネジメント費の審査支払を国保連合会に委託しない場合は請求は不要。
	）		審査	国保連合会は審査を行う。
サービス 提供月 翌々月	20日 まで		事業費を請求	国保連合会は保険者市町村へ事業費及び審査支払手数料を請求する。
	25日 まで		事業費を支払	保険者市町村は国保連合会へ事業費及び審査支払手数料を支払う。
	月末まで		事業費を支払	国保連合会は事業費を支払う。

< 留意事項 >

- ・総合事業は、平成29年3月末まで、市町村ごとに事業実施の猶予を認めることとしていることから、住所地特例対象者においては、保険者市町村と施設所在市町村で、受けることができるサービスが異なることがある。

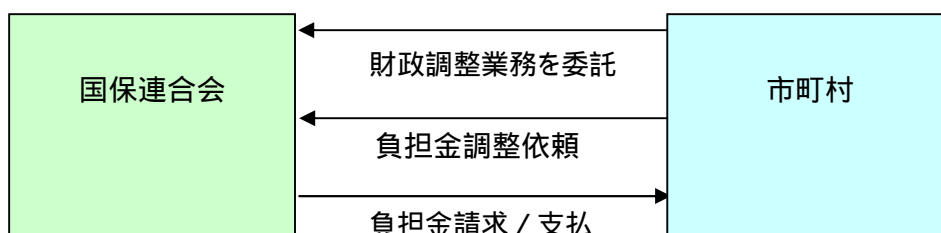
その場合においては、住所地特例対象者が円滑にサービスを利用することができるよう下表のとおり施設所在市町村の状況に合わせて、住所地特例対象者はサービスを利用できることとする。

	保険者市町村 の状況	施設所在市町村 の状況	住所地特例対象者が 利用できるサービス
パターン1	給付	給付	給付
パターン2	給付	総合事業	総合事業
パターン3	総合事業	給付	給付
パターン4	総合事業	総合事業	総合事業

なお、表のパターン2の場合は、国保連合会から、総合事業を実施していない保険者市町村に対して、総合事業費の請求が行われることになるが、国保連合会に対して支払を行えるように適切に措置すること。また、パターン3の場合は、国保連合会から、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を終了している保険者市町村に対して、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の請求が行われる場合があるが、パターン2と同様に、国保連合会に対して支払を行えるように適切に措置すること。

- ・「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

(3) 介護予防ケアマネジメントに係る財政調整



分類	No	事務処理内容	
事前準備		財政調整業務を委託	市町村が、国保連合会と委託書を締結し、国保連合会へ介護予防ケアマネジメントに係る財政調整業務を委託する。 総合事業の実施を猶予している市町村を含めて、全ての市町村が業務を委託することを想定している。
介護予防ケアマネジメント費支払翌年	1月	負担金調整依頼	介護予防ケアマネジメントに要した費用について、施設所在市町村が、要支援者等の保険者市町村及び該当する者の数を保険者市町村ごとにまとめた「負担金調整依頼書」を年1回国保連合会に提出する。 毎年、1～12月に市町村が支払った分の数をまとめて提出する。なお、平成27年は、4～12月分となる。 国保連合会では、提出された「負担金調整依頼書」の内容に関する審査チェックは行わない。 提出された「負担金調整依頼書」の内容に誤りがあった場合は、国保連合会で金額の再調整は行わない。
	2 3 月	負担金請求 / 支払	国保連合会は、全国全ての市町村から受けた人数を整理して、各市町村に対して対象となる住所地特例対象者の数に単価をかけたものを負担金として支払 / 請求する。

< 留意事項 >

- ・「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。